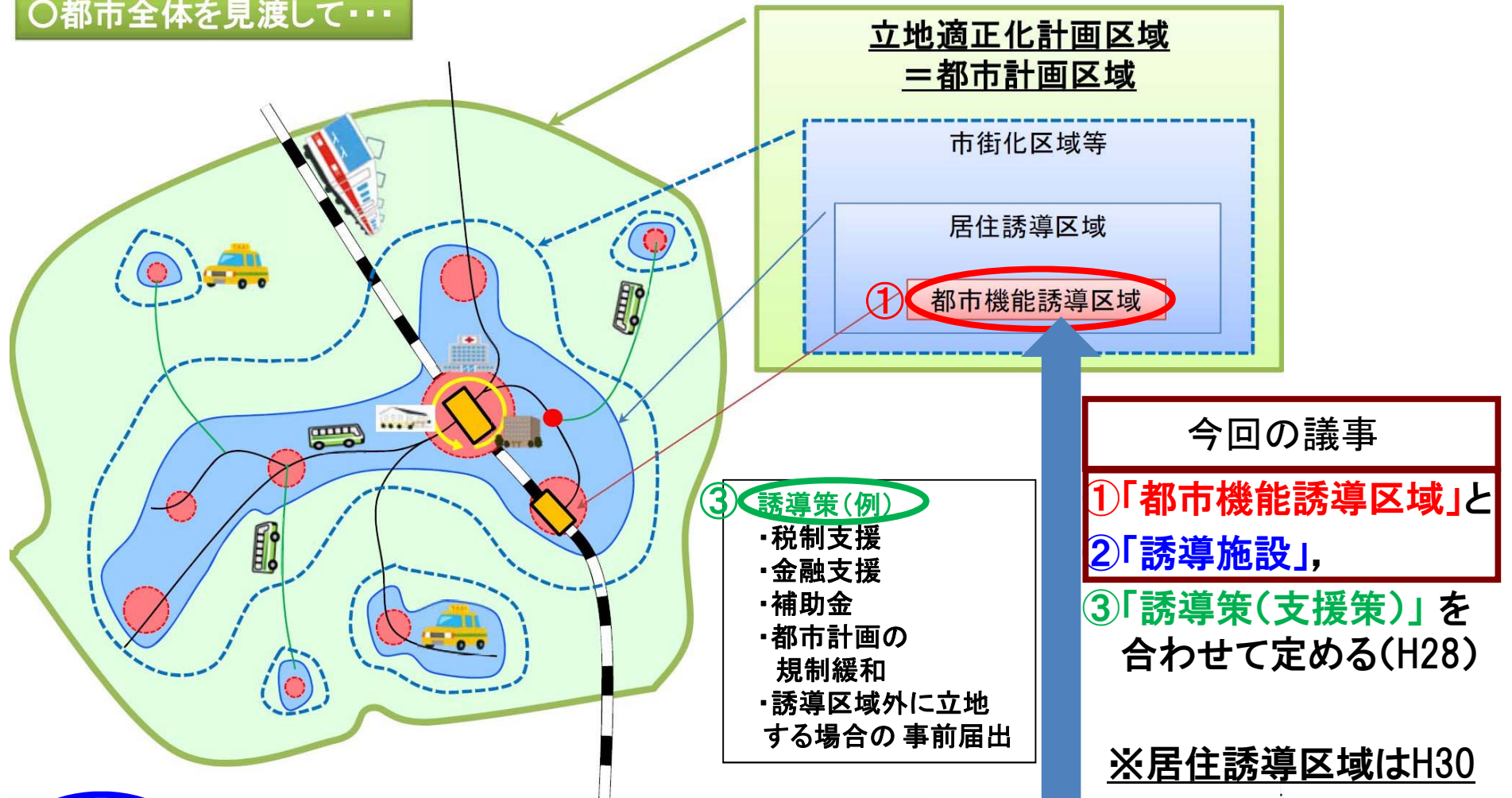


【参考】立地適正化計画の概要(国土交通省資料より)

○都市全体を見渡して…



② 誘導施設として定めることが想定される施設

- 高齢化の中で必要性の高まる・・・病院・診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター 等
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる・・・幼稚園や保育所、小学校 等
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す・・・図書館、博物館 等
・・・スーパーマーケット 等
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

都市機能誘導区域と誘導施設の設定の意義

- 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」は、計画と支援措置が一体となった制度であり、「都市機能誘導区域」及び「誘導施設※1」を計画に位置づけることにより、誘導区域内での「誘導施設」の整備等に対して、国が創設した「税制・財政・金融などの支援措置」が受けられる。誘導区域外の立地に対しては「事前届出」が必要となる。

※1 誘導施設(都市機能増進施設)

医療施設, 福祉施設, 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は
利便のため必要な施設であって, 都市機能の増進に著しく寄与するもの

(都市再生特別措置法第81条)